

施工者・設計者の皆様へ

令和7年4月から
中間検査対象が変わります。

対象変更の3つのポイント

1

一戸建て住宅等※1
の対象規模

延べ面積50m²超

2

住宅の離れを
対象に追加

検査対象外

3

共同住宅等※2
の対象規模

延べ面積300m²超

2階建て以上 または 延べ面積50m²超

※1：兼用住宅、併用住宅、長屋住宅を含む

※2：寄宿舎、下宿を含む

適用時期

令和7年4月1日以降に着工する建築物に適用されます。

問い合わせ先（特定行政庁連絡会議）

所在地	担当部局	連絡先	所在地	担当部局	連絡先
大津市	大津市建築指導課	077-528-2774	栗東市・野洲市 湖南市・甲賀市 竜王町・日野町	甲賀土木事務所 管理調整課	0748-63-6163
彦根市	彦根市建築指導課	0749-30-6125	豊郷町・甲良町 多賀町・愛荘町 米原市	湖東土木事務所 管理調整課	0749-27-2250
長浜市	長浜市建築課	0749-65-6543			
近江八幡市	近江八幡市建築課	0748-36-5544			
草津市	草津市建築政策課	077-561-2378			
守山市	守山市建築課	077-582-1139			
東近江市	東近江市建築指導課	0748-24-5656	高島市	高島土木事務所 管理調整課	0740-22-6046

所在の各市担当部局または土木事務所にお問い合わせください。

滋賀県内において、一定規模以上の建築物について中間検査を受ける必要があります。

令和7年4月適用

滋賀県内の各特定行政庁で定めている中間検査対象建築物について、令和7年4月から規模および用途を変更します。
(変更箇所は赤字表記)



対象建築物

- 一戸建ての専用住宅（離れ含む）・兼用住宅・併用住宅・長屋住宅で、階数が2以上
のものまたは延べ面積が50m²を超えるもの
- 共同住宅・寄宿舎・下宿の用途に供する建築物で、階数が2以上のものまたはその用途に供する部分の延べ面積が50m²を超えるもの
- 木造建築物で階数が3以上のもの
- 建築基準法別表1(い)欄の(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物（共同住宅・寄宿舎・下宿を除く）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300m²を超えるものまたは3階以上の階をその用途に供するもの

特定工程

構 造	特 定 工 程
木 造	土台、柱、はりおよび筋かいを金物等により接合する工事の工程 (枠組壁工法による場合は壁を設置する工事の工程)
鉄骨造	平屋建てのもの（地階を除く） 鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト等により接合する工事（建て方）の工程
	上記以外のもの 2階の床版の取り付けまたは床版の鉄筋を配置する工事の工程
鉄筋コンクリート造等	基礎および地中梁に鉄筋を配置する工事の工程 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる

適用除外

- 法第85条の適用を受ける建築物（仮設建築物）
- 型式部材等製造者の認証を受けた建築物（法第68条の11第1項）
- 外国型式部材等製造者の認証を受けた建築物（法第68条の22第1項）
- 丸太組構法による建築物（平成14年国土交通省告示411号に定める工法による）
- 移転する建築物

その他

- 段階的に工事を行う場合は、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とします。

詳しくは、所在の各市担当部局または土木事務所にお問い合わせください。